EDINET提出書類 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(E09111)

変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.8

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦

【住所又は本店所在地】 〒100-8136

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

 【報告義務発生日】
 2025年7月15日

 【提出日】
 2025年7月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】2 【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと。

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	弁護士ドットコム株式会社
証券コード	6027
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

【近山日(八里休日日)】	·
個人・法人の別	法人(パートナーシップ)
氏名又は名称	ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)
住所又は本店所在地	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1908年1月1日
代表者氏名	グラント・ミークル
代表者役職	マネージャー
事業内容	投資運用業

# 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 膝舘 朗人
電話番号	03(6775)-1780

# (2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。

# (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,178,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 1,178,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		1,178,700
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年7月15日現在)	V	22,595,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.39

# (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)

変更報告書(特例対象株券等)

住所又は本店所在地	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1983年9月29日	
代表者氏名	グラント・ミークル	
代表者役職	マネージャー	
事業内容	投資運用業	

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 膝舘 朗人
電話番号	03(6775)-1780

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			296,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М

変更報告書(特例対象株券等)

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 296,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		296,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年7月15日現在)	V 22,595,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	1.31
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.16

#### (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

# 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)
- (2) ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,475,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К

変更報告書 (特例対象株券等)

株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	1,475,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			1,475,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年7月15日現在)	V	22,595,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.53
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.55

## (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパ ニー (Baillie Gifford & Co)	1,178,700	5.22
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・ リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	296,800	1.31
合計	1,475,500	6.53